

令和3年第4回
箕面市農業委員会総会会議録

令和3年4月15日（木）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和3年4月15日(木)
午後1時30分から午後2時2分まで

2. 出席委員(13名)

1番	稲垣 恵一	2番	神代 繁近	3番	川上 加津子
4番	笹川 治久	5番	長澤 昇	7番	中井 徳治
8番	牧野 弘	10番	坂本 豊廣	11番	岡沢 聡
12番	尾崎 孝	15番	中西 利一	20番	野口 康夫
21番	中井 博幸				

3. 欠席委員

6番	麻生 忠	9番	岸本 信夫	13番	稲野 実
14番	笹川 悦子	16番	中村 孝三	17番	長澤 均
18番	中井 啓二	19番	加藤 博一		

4. 会議録署名委員 7番 中井 徳治 8番 牧野 弘

5. 出席事務局職員

事務局長 本田 敦、局長代理 佐治 功、参事 竹内 亜衣、
主任 辻岡 昌樹、美谷 一哉

6. 議事日程

第29号議案	令和2年度事業報告及び令和3年度事業計画策定の件
報告第9号	専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理)
報告第10号	専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理)
報告第11号	専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理)
報告第12号	専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理)
報告第13号	専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理)
報告第14号	専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理)
報告第15号	専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による賃貸借権設定届出受理)
報告第16号	専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による賃貸借権設定届出受理)
報告第17号	農地等状況報告の件

令和3年第4回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

- 議 長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から、「令和3年第4回箕面市農業委員会総会」を開会いたします。
- 座らせていただいて、進行させていただきます。
- この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。
- 事務局 希望者はありません。
- 議 長 本日の案件に入ります前に、4月1日付けで事務局に人事異動がございましたので、事務局より報告いたします。
- 事務局 (人事異動の報告及び異動した職員の自己紹介)
- 議 長 次に、事務局より、本日の出席状況を報告いたします。
- 事務局 本日は、委員21名中、出席委員は13名、加えて、麻生委員、岸本委員、稲野委員、笹川悦子委員、中村委員、長澤均委員、中井啓二委員、及び加藤委員の8名から委任状の提出がございます。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
- 議 長 それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全 委 員 (異議なし。)
- 議 長 それでは、7番 中井徳治委員さん、8番 牧野委員さんをお願いします。
- 事務局 次に、日程第2、第29号議案、令和2年度事業報告及び令和3年度事業計画策定の件を議題といたします。
- 本件につきまして、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (令和2年度事業報告及び令和3年度事業計画について説明)
- 議 長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
- ないようでございますので、本件につきまして原案どおり承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全 委 員 (異議なし。)
- 議 長 ご異議がないようでございますので、本件につきまして、原案どおり承認することに決定いたします。
- 次に、日程第3、報告第9号、専決処理の報告の件、農地法第

事務局

4条第1項第8号の規定による届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

報告第9号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料は1ページからでございます。

届出地の所在は西小路■■■■■、地目は台帳は田、現況は宅地、面積は■■■■平方メートルです。

届出人の住所は■■■■■、氏名は■■■■氏、職業は■■■■、他1名、転用目的は住宅となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和3年3月12日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第9号のご説明といたします。

議長

本件につきまして、牧野委員さんに調査内容の報告をお願いします。

牧野委員

報告第9号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■の■■■■にある■■■■から■■■■に約■■■■メートル行ったところの農地です。

届出人の■■■■氏他1名が住宅を建築されることから、4条の転用届出をされたものです。

なお、届出地については、昭和■■■■年に建物を建てており、現在は更地となっております。当時、農地法に対する認識がなかったことから、転用の届出をされておらず、この度、始末書を添付のうえ、届出をされています。

周辺につきましては、■■■■側・■■■■側は宅地、■■■■側は畑、■■■■側は道路となっており、汚水は■■■■側の公共下水道に接続、雨水は■■■■側の道路側溝へ排水されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思えます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第4、報告第10号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理を議題といたします。

事務局

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

報告第10号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料は3ページからでございます。

届出地の所在は今宮■■■■■、地目は台帳は田、現況

は畑、面積は■■■■平方メートル、他1筆の合計2筆で、面積は合計■■■■平方メートルです。

届出人の住所は■■■■、氏名は■■■■氏、職業は■■■■、転用目的は倉庫となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和3年3月23日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第10号のご説明といたします。

議長

本件につきまして、中西委員さんに調査内容の報告をお願いします。

中西委員

報告第10号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■を■■■へ約■■■メートル行ったところの東側の農地です。

届出人の■■■■氏が倉庫を建築されることから、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、■■■側・■■■側は里道、■■■側は道路、■■■側は宅地となっており、雨水は■■■側の道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第5、報告第11号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理を議題といたします。

事務局

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

報告第11号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は5ページからでございます。

届出地の所在は新稲■■■■、地目は台帳、現況ともに畑、面積は■■■■平方メートルです。

届出人の住所は■■■■、氏名は■■■■氏、職業は■■■■、転用目的は共同住宅となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和3年3月26日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第11号のご説明といたします。

議長

本件につきまして、中井徳治委員さんに調査内容の報告をお願いします。

中井委員

報告第11号につきまして、調査内容をご報告いたします。
届出地は、[]の[]側交差点を[]へ約[]メートル行ったところの[]側にある農地です。

届出人の[]氏が共同住宅を建築されることから、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、[]側は里道、[]側・[]側は住宅地、[]側は道路となっており、汚水は[]側の道路の公共下水道に接続、雨水は[]側の里道の側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第6、報告第12号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

報告第12号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は7ページからでございます。

届出地の所在は栗生新家[]、地目は台帳、現況ともに田、面積は[]平方メートルです。

譲受人の住所は[]、氏名は[]
[]氏、職業は[]です。譲渡人の住所は[]、氏名は[]氏、持ち分[]、他5名、転用目的は住宅となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和3年3月5日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第12号のご説明といたします。

議長

本件につきまして、坂本委員さんに調査内容の報告をお願いします。

坂本委員

報告第12号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、栗生新家の[]の[]側に近接する農地です。

譲渡人は[]氏、他5名で、譲受人の[]
[]が住宅を建設されようとするものです。

届出地の周辺につきましては、[]側は農地、[]側は宅地、[]側は駐車場、[]側は里道となっており、汚水は公共下水道へ接続、雨水は道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営への影響

はないものと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長 次に、日程第7、報告第13号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第13号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は9ページからでございます。

届出地の所在は粟生間谷東■■■■■、地目は台帳、現況ともに田、面積は■■■■■平方メートル、他1筆、合計2筆で、面積の合計は■■■■■平方メートルです。

譲受人の住所は■■■■■、氏名は■■■■■
■■■■■氏、職業は■■■■■です。譲渡人の住所は■■■■■、氏名は■■■■■氏、転用目的は野外駐車場となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和3年3月16日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第13号のご説明といたします。

議 長 本件につきまして、長澤昇委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

長澤委員 報告第13号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、粟生間谷東の■■■■■から■■■■■へ約■■■■■メートル行ったところにある農地です。

譲渡人は■■■■■氏で、譲受人の■■■■■が野外駐車場を設置されようとするものです。

届出地の周辺につきましては、■■■■■側は駐車場、■■■■■側・■■■■■側は宅地、■■■■■側は農地となっており、雨水は自然浸透及び■■■■■側・■■■■■側の道路側溝へ放流されることから、転用による周囲の農業経営への影響はないものと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長 次に、日程第8、報告第14号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

報告第14号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は11ページからでございます。

届出地の所在は西宿■■■■■、地目は台帳田、現況畑、面積は■■■■■平方メートルです。

譲受人の住所は■■■■■、氏名は■■■■■
■■■■■氏、職業は■■■■■です。譲渡人の住所は■■■■■、氏名は■■■■■氏、転用目的は分譲宅地となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により令和3年3月25日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第14号のご説明といたします。

議長

本件につきまして、野口委員さんに調査内容の報告をお願いします。

野口委員

報告第14号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■■を■■■■■メートル、■■■■■メートル行ったところにある農地です。

譲渡人は■■■■■氏で、譲受人の■■■■■が分譲宅地として開発されるものです。

届出地の周辺につきましては、■■■■■側は資材置場、■■■■■側は宅地、■■■■■側・■■■■■側は道路となっており、雨水は■■■■■側・■■■■■側の道路側溝へ放流されることから、転用による周囲の農業経営への影響はないものと思われまます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第9、報告第15号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による賃貸借権設定届出受理から日程第10、報告第16号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による賃貸借権設定届出受理の2件につきましては、関連いたしますので、一括して議題といたします。

本2件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

報告第15号及び報告第16号の専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による賃貸借権設定届出受理につきまして、被設定人が同一となっておりますので、一括してご説明申し上げます。

また、本2件は、北大阪急行線の延伸工事に伴い、迂回路とし

て一時転用が既になされているもので、この度、工事の進捗状況から、引き続き、転用申請がなされたものですが、申請内容に変更点がなく、これまで問題も発生しておりませんので、担当地区の農業委員さんご了解の上、説明と併せて、事務局より調査内容もご報告申し上げます。

まず、報告第15号について、ご説明、ご報告申し上げます。議案書3ページ、参考資料13ページからでございます。

届出地の所在は西宿■■■■■、地目は台帳田、現況迂回路、面積は■■■■平方メートルの内■■■■平方メートルです。

被設定人は■■■■、■■■■氏、職業は■■■■です。

設定人は■■■■、■■■■氏、持分は■■■■、他2名、転用目的は迂回路及び駐車場となっています。

本件は一時転用の期間延長であり、転用期間は、令和4年3月15日までです。

周囲の状況は、■■側は資材置場、■■側は駐車場、■■側は宅地、■■側は道路となっており、雨水は■■側道路の側溝に放流されています。

これまでも周辺の農業経営に影響はありませんので、問題はないものと思います。

次に、報告第16号について、ご説明、ご報告申し上げます。議案書4ページ、参考資料13ページからでございます。

届出地は、西宿■■■■■、地目は台帳田、現況迂回路、面積は■■■■平方メートルの内■■■■平方メートルです。

被設定人は報告第15号と同一で、設定人は■■■■、■■■■氏、転用目的は迂回路です。本件は一時転用の期間延長であり、転用期間は、令和4年3月15日までです。

周囲の状況は、■■側は自己農地、■■側、■■側、■■側は宅地となっており、雨水は■■側道路の側溝に放流されています。

これまでも周辺の農業経営に影響はありませんので、問題はないものと思います。

以上2件につきましては、いずれも、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により令和3年3月11日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第15号及び報告第16号の説明及び調査内容の報

議 長

告とさせていただきます。

次に、日程第11、報告第17号、農地等状況報告の件を議題といたします。本件につきましては、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり、事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。

事務局から連絡事項はございますか。

事 務 局
議 長

(次回の日程について連絡)

これをもちまして令和3年第4回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時2分閉会)

上記は、令和3年第4回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名押印する。

議 長 船 垣 恵 一

署名委員 牧 野 弘

署名委員 中 井 徳 治